

平成２９年度熊本市入札等監視委員会第１回定例会議 審議概要

開催日時	平成２９年８月４日（金）午後１時３０分	
開催場所	マスミューチュアル生命ビル２階 入札室	
出席委員	磯田 節子 （熊本高等専門学校特命客員教授） 飯村 光敏 （公認会計士） 大江 正昭 （熊本学園大学社会福祉学部教授） 馬場 啓 （弁護士） 森 美智代 （熊本県立大学総合管理学部教授）	
審議対象期間	平成２８年１０月１日 ～ 平成２９年３月３１日（平成２８年度下半期）	
抽出案件	計 １５ 件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第１４条の２各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したものに関し、審議を行う）
	一般競争入札 １０件	うち工事・コンサル５件、業務委託等４件、物品購入１件
	指名競争入札 ４件	うち工事・コンサル０件、業務委託等２件、物品購入２件
	随意契約 １件	うち工事・コンサル１件、業務委託等０件、物品購入０件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	１ 入札契約の状況について 〔質問〕 随意契約の増加が見られるが具体的な内容について説明をお願いしたい。 【回答】 緊急の必要により行われる５号随意契約が前年同期と比し増加しているもの。 ２ 抽出事案について （１）画図橋災害復旧工事 〔質問〕（１）（入札前審査方式）での辞退について説明をお願いしたい。 【回答】 入札前審査方式では入札の申し込み時に入札要件を満たしているか審査を行う。（１）では入札の審査に合格した後に辞退したものである。辞退の理由としては金額や工期が考えられる。 （２）東部地区道路構造物災害復旧工事（その２）【単価契約】 〔質問〕（２）の単価について説明をお願いしたい。 【回答】 側溝補修工１００メートルあたりの単価で予定単価は１,２４４,０００円である。 （３）都市計画事業 中部浄化センターＢ系３，４号自動除塵機他改築（長寿命化）工事 質疑なし	

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	(4) 下水道災害復旧工事（第120号）【総合評価方式】 〔質問〕 総合評価方式での入札。総合評価方式を採用する基準について説明をお願いしたい。 【回答】 従来は格付けのある工事では各業種の最下位のランクを除いて総合評価方式を採用していたが、震災後、書類提出など業者の負担軽減や処理の迅速化のため、各業種とも最上位ランクについて総合評価方式を採用し、格付けのない業種については総合評価方式を停止している。 (5) 出水中学校外1校冷暖房設備工事【総合評価方式】 〔質問〕 最低制限価格の意義について再度確認したい。 【回答】 最低制限価格は工事と工事に関するコンサルタントで適用されている。これは公共工事などについて契約内容に適合した品質を確保する必要性から設定されているもの。熊本市では国土交通省の入札制度の方式を採用している。 (6) 熊本地震に伴うくまもと森都心プラザ復旧内装工事 〔質問〕 見積金額と事後公表の予定価格がほぼ同額であるがなにか理由があるのか。 【回答】 (6) については事業課が随意契約の相手業者から復旧内容に応じて個別に見積を取り、その見積内容を市の方で精査し、設計を組み予定価格を決定したものである。相手業者は個別に提出した見積に応じて金額を決定するため似通った金額になったと考えられる。 〔質問〕 (6) の予定価格については見積書提出後に公表したものか。 【回答】 契約を締結した後に公表したものである。 〔質問〕 予定価格を決定するのはどの段階になるのか。 【回答】 工事の施行伺いと同時。 〔質問〕 (6) は同施設の被害状況調査、応急措置を委託した後に当該復旧工事契約を行っている。委託と工事の契約を分ける必要はあったのか。 【回答】 建物復旧工事でいえば、被災状況調査の後、補修の設計を組んで補修工事の入札を行うことを基本としており、調査を行った業者と随意契約を交わしているケースの方が少数となっている。(6) については震災後に避難所とされていたため、施設を閉館することがなかったことに加え、稼働率も高かったため時
--	--

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	間があまり取れなかったことを理由として早急に対応可能な本業者と随意契約を結んだものである。 (7) 千原台高等学校外2校昇降機設備保守点検業務委託 (8) 熊本駅前エレベータ・エスカレータ保守点検業務委託 【回答】(7)(8) それぞれのエレベータのメーカーは。 〔質問〕(7)は3校全て東芝製。(8)は三菱製。 〔質問〕(7)(8)は両事案ともに13業者指名、10業者以上が辞退となっているがその経緯について説明をお願いしたい。 【回答】(7)は事前に8業者、当日に2業者が辞退し3業者での入札となっている。(8)については事前に9業者、当日に3業者が辞退し1業者のみでの入札となっている。 〔質問〕エレベータ保守予定価格の積算方法は。 【回答】建築保全業務積算基準に基づいて設計されている。 〔質問〕(7)と(8)では落札率が極端に分かれているがこういった理由が考えられるか。 【回答】(7)は屋内に設置されるエレベータで機械が新しいうちは故障や機材の交換等も少ないものと想定し、低額でも対応可能であると判断したものと思われる。 (8)については屋外に設置されるものであるため、風雨にさらされゴミ等も巻き込む可能性が高くなり、メンテナンスの頻度が高くなることや機材の交換等のリスクを考慮すると技術的な問題も含め対応困難となることから製造メーカーのみでの入札となり、落札率も高くなっているものと思われる。 〔質問〕エレベータの保守点検は辞退が多いということだが、随意契約で行っていたものを開けた契約にするため指名競争入札で行うようになったと聞いている。いつから指名競争入札で行うようになったのか。 【回答】10年程前から指名競争入札で行っている。 〔意見〕今後も経過を見ていきたい。 (9) 熊本市おでかけICカード移行後の利用者影響調査業務委託 〔質問〕(9)は熊本市に営業所を有することが要件とはなっていないのか。 【回答】熊本市に業務委託登録している業者であれば熊本市に営業所等が無くとも入札に参加は可能である。
--	---

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	〔質問〕落札業者ではないが入札価格が予定価格と非常に近い業者がある。当該業者から参考見積を取ったものなのか。 【回答】参考見積もりは別業者に依頼し、当該業者には依頼していない。偶然近い金額になったものと思われる。 (10) 平成28年度上代町遺跡群第5次調査区第V・VI区発掘調査遺構実測図作成等業務委託 質疑なし (11) 熊本市地域教育情報ネットワークシステムネットワーク分離等設備機器賃貸借(2期)(債務負担行為) 〔質問〕当該案件は1期と2期に分けて契約を行っているとのことだが、1期で行った契約について簡潔に説明をお願いしたい。 【回答】1期は平成28年度に先行導入ということで30校程度に対して導入したもの。業者については1期、2期とも同一業者である。 (12) 被災家屋等解体・撤去処理業務委託(小運搬・H28-0708・0709・0710) 〔質問〕(12)の解体対象は何になるのか。 【回答】民家、被災家屋を対象とした解体。 〔質問〕公費解体なのか。 【回答】そのとおり。 〔質問〕被災家屋解体に対する契約形態について説明をお願いしたい。 【回答】緊急で行う必要のある一般的な家屋解体については5号随意契約を解体面積(平米)に対して単価契約を締結し行っている。家屋解体で小運搬やアスベスト対策が必要なもの、大規模建物等、特殊なものは2号随意契約を締結している。 〔質問〕随意契約の相手方について説明をお願いしたい。 【回答】熊本県解体工事業協会と事案ごとに随意契約を締結している。 〔質問〕随意契約の相手方は熊本県解体工事業協会のみということか。 【回答】熊本県解体工事業協会と随意契約を行っているが、各解体工事を同協会が取りまとめて地元の建設業協会や協力している地場業者に振り分けて解体を行っている。 振り分けている業者は解体工事業協会会員20社、熊本都市建設業協会31社、会員ではない熊本市入札参加申請者が29社の全
--	---

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	80社となっている。 〔質問〕単価契約を締結している案件の単価はどのように算出されているのか。 【回答】被災物件に対する解体単価については一般的な公共工事で用いられる単価ではなく環境省が作成した単価を用いている。これは東日本大震災の際に算出されたもので一般的なものと比し高く設定されている。 (13) 補正予算書【単価契約】 質疑なし (14) カット紙用（VSP4730B）キットA他【単価契約】 質疑なし (15) 高分子凝集剤（平成29年度前期単価契約） 〔質問〕契約金額は総額でいくらになるのか。 【回答】約18,000kg発注となり総額で1,900万円超となる。 （15）は前期発注分であり、後期発注分も含めると年間4,000万円程度となる。 〔質問〕（15）はどのような薬品か。 【回答】下水処理の過程で発生する汚泥を脱水処理する際に汚泥を固める役割を持つもの。 3 低入札価格調査運用状況について 質疑なし 4 指名停止等運用状況について 〔質問〕指名停止案件は38件と多いように思われるがその理由は。 【回答】独占禁止法違反を理由として指名停止を行った業者が半数以上を占めている。同法違反を理由とする場合、熊本市外での違反行為であっても違反業者が熊本市の登録業者であった場合は要綱に基づき指名停止を行っているため停止案件が増えたもの。また、同法違反で指名停止となった業者の中には工事と物品両方の登録業者もいるため、それぞれの要綱に基づいて指名停止を行ったことも停止案件が増えた理由である。
--	--

	〔質問〕 独占禁止法違反により指名停止となった業者には指名停止期間が6ヶ月と12ヶ月で分かれているがその理由は何か。 【回答】 独占禁止法違反を行った場合、排除措置命令と課徴金が求められるが課徴金の納付命令について減免制度を適用された場合、その業者は指名停止期間を2分の1にすると要綱で定められているため異なる停止期間となっている。公正取引委員会の調査に違反内容を自主的に報告した場合に課徴金は減免される。
5	談合情報対応状況について 該当なし
6	苦情処理状況について 該当なし
7	入札及び契約手続きに関するその他の対応状況について 〔質問〕 不調不落の状況についてお尋ねしたい。 【回答】 昨年度で延べ218件、23%程度の不調不落があった。対策については契約制度面あるいは設計積算面から随時行っており単価の変更や余裕工期の設定、手持ち制限の緩和を順次実施している。 今年度に入ってから昨年度に比べ発注する業種も変化し、不調となる業種も変わってきているが、不調は継続している状態であるため、今後も設計施工の担当課とも連携し契約までもっていけるよう努めていく。 〔質問〕 対策によって不調不落は改善に向かっているのか。 【回答】 対策によって落札に至った案件もあるが不調不落は熊本市だけでなく熊本県全体の問題であるため解決したとはいえない状況である。国、県、県下市町村で構成される連携会議もあるため、そこで情報を交換しながらできる対策を行っているところである。
8	報告 総合評価方式の改正点について 〔質問〕 災害時応急活動の実績はどのように認定するのか。 【回答】 県、市それぞれを担当する部署からの証明を求めている。 〔質問〕 どのような活動に対し証明書を発行するのか

	【回答】給水活動や熊本市内であれば道路、下水道の応急復旧等、震災直後の復旧活動となるため内容的には様々である。 〔質問〕炊き出し等のボランティア活動等も災害時応急活動の実績に含まれるのか。 【回答】そのようなボランティア活動は含まれない。 改正の狙いは、災害時の応急活動で協力いただいた業者に加点し評価していくというものである。 〔質問〕福岡の方で男女共同参画の推進を行っている業者には入札の際に加点をする旨議論されていたが熊本市ではどうなのか。 【回答】業者のランクを決める格付けで評価している。
委員会による意見の具申・勧告	特段の意見、具申及び勧告はなかった。